

【国家公務員法関係】

「懲戒処分の指針について」（平成12年人事院通知）を基に事務局において作成したもの。  
 本指針は、任命権者が懲戒処分に付すべきと判断した事案について、処分量定を決定するに当たっての参考に供するため、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたもの。

①一般服務関係

免職又は停職	21日以上欠勤
	違法な職員団体活動の企画、共謀、教唆、あおり行為
	秘密漏洩
	暴行等を用いたわいせつ行為、上下関係の影響力行使によるわいせつ行為の強要
停職又は減給	11日以上20日以内の欠勤
	暴行による職場内秩序びん乱
	相手の意に反することを認識した、わいせつな言辞等の性的な言動の繰返し
減給又は戒告	相手の意に反することを認識した、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰返し、相手を精神疾患に罹患させた場合
	10日以内の欠勤
	休暇の虚偽申請
	勤務態度不良
	暴言による職場内秩序びん乱
	虚偽報告
	違法な職員団体活動の実施
	個人の秘密情報の目的外収集
兼業の承認等を得る手続きの怠り	
戒告	相手の意に反することを認識した、わいせつな言辞等の性的な言動
	遅刻・早退の繰返し
	政治目的を有する文書の配布

②公金官物取扱い関係

免職	横領
	窃取
	詐取
減給又は戒告	諸給与の違法支払・不適正受給
	公金官物処理不適正
	コンピュータの不適正使用
戒告	紛失
	盗難
	官物損壊
	出火・爆発

③公務外非行関係

免職	放火 殺人 強盗 麻薬等の所持・使用
免職又は停職	横領（公金及び官物を除く。） 窃盗 詐欺・恐喝 18歳未満の者に対する淫行
停職	常習賭博
停職又は減給	傷害 痴漢行為
減給又は戒告	暴行・けんか 器物損壊 賭博 酩酊による粗野な言動等

④交通事故・交通法規違反関係

免職	酒酔い運転による致死傷害 酒酔い運転による傷害後、救護等の措置義務違反 酒気帯び運転による致死傷害後、救護等の措置義務違反
免職又は停職	酒酔い運転による傷害 酒気帯び運転による致死傷害 酒気帯び運転による傷害後、救護等の措置義務違反 飲酒運転以外での交通事故による致死傷害後、措置義務違反 酒酔い運転後、措置義務違反
免職、停職又は減給	酒気帯び運転による傷害 飲酒運転以外での交通事故による致死傷害 酒酔い運転
停職又は減給	飲酒運転以外での交通事故による傷害後、措置義務違反 悪質な交通法規違反後、措置義務違反
停職、減給又は戒告	悪質な交通法規違反
減給又は戒告	飲酒運転以外での交通事故による傷害

⑤監督責任関係

停職又は減給	非行の隠ぺい、黙認
減給又は戒告	指導監督不適正

## 【国家公務員倫理法関係】

人事院規則22-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）を基に事務局において作成したもの。

本規則は、職員が倫理法等に違反する行為を行った場合に係る懲戒処分の基準を定めるもの。なお、任命権者は情状等により処分の加重・軽減ができる。

免職又は停職	利害関係者からの不動産の贈与の受領、利害関係者に第三者に対して同行為をさせること
免職、停職又は減給	物品、不動産の購入や役務の対価の利害関係者による負担
免職、停職、減給又は戒告	利害関係者からの金銭又は物品の贈与の受領、利害関係者に第三者に対して同行為をさせること
	利害関係者から無償で役務提供、利害関係者に第三者に対して同行為をさせること
	補助金、国の支出により作成される書籍等の監修料の受領
	他の職員が倫理法違反により得た利益の一部又は全部の受領
停職又は減給	利害関係者から無償で不動産貸付、利害関係者に第三者に対して同行為をさせること
	利害関係者から未公開株式の譲与、利害関係者に第三者に対して同行為をさせること
	管理監督対象職員の法令違反行為事実の黙認
停職、減給又は戒告	海外旅行の費用負担を伴う利害関係者からの供応接待、利害関係者に第三者に対して同行為をさせること
	倫理審査会、任命権者等に対する事実の虚偽申述又は隠ぺい
減給又は戒告	贈与等、株取引等、所得等の虚偽報告
	利害関係者からの金銭貸付、利害関係者に第三者に対して同行為をさせること
	利害関係者から無償で物品貸付、利害関係者に第三者に対して同行為をさせること
	利害関係者からの供応接待、利害関係者に第三者に対して同行為をさせること
	遊技・ゴルフの費用負担を伴う利害関係者からの供応接待、利害関係者に第三者に対して同行為をさせること
	国内旅行の費用負担を伴う利害関係者からの供応接待、利害関係者に第三者に対して同行為をさせること
	利害関係者に該当しない事業者等からの繰返しの供応接待又は財産上利益の供与
	物品、不動産の購入や役務の対価の利害関係者に該当しない業者による負担
	自己負担による利害関係者との1万円以上の飲食の虚偽届出
	倫理監督官の承認を得ずに報酬を受けた講演
戒告	贈与等、株取引等、所得等の報告など各種報告書等提出義務違反
	利害関係者との遊技・ゴルフ、利害関係者に第三者に対して同行為をさせること
	利害関係者との旅行、利害関係者に第三者に対して同行為をさせること
	自己負担による利害関係者との1万円以上の飲食の届出違反